

追悼チャリティコンサートの純益金の使用について

東京合唱団

2012年3月27日決定

改正（2012年5月9日、2013年4月23日、2018年7月31日）

東京合唱団が主催する東日本大震災追悼チャリティコンサート（以下、「追悼チャリティコンサート」という。）における純益金の使用については、次の要領にしたがって行うものとする。

1. 追悼チャリティコンサートの純益金（以下、単に「純益金」という。）は、全額を被災した幼稚園、保育園、学童センター、介護老人保健施設、老人ホーム、小学校、中学校、高等学校その他の施設（以下、「教育施設等」という。）にピアノその他の楽器類を届ける費用、教育施設等への慰問演奏旅行等に必要 な費用その他東日本大震災の被災地の音楽の復興を支援すると認められる活動 に要する費用の全部または一部を補助するために使用する。
2. 東京合唱団に被災地音楽復興支援委員会（以下、「支援委員会」という。）を置き、純益金の管理、教育施設等の調査、寄附すべきピアノ等の調査、ピアノ等を寄附する教育施設等の決定、ピアノ等の修理、調律、運送等を依頼する会社の選定、ピアノ等の贈呈への立会い、教育施設等への慰問演奏旅行等の企画および推進その他純益金の使用に関する仕事を行う。
3. 純益金の使用に関して必要な費用は、純益金の中から支出することが出来る。ただし、ピアノ等の贈呈への立会いに要する費用に関しては、一人につき 交通費の実費または 10,000 円のうちの少ない金額を限度として支出することができる。
4. 支援委員会の委員は、東京合唱団団員及び東日本大震災メモリアル合唱団 団員のなかから東京合唱団団長が委嘱する。
5. 支援委員会の委員長は、東京合唱団長が務める。
6. 純益金は、東日本大震災メモリアル合唱団の銀行口座において、「義援金口」として区分経理し、追悼チャリティコンサートの会計責任者が管理 する。
7. 支援委員会に監事を置き、義援金口の収支を適宜監査する。
8. 監事は、東京合唱団及びメモリアル合唱団の団員並びにその親族以外の者 を東京合唱団団長が委嘱する。
9. 支援委員会は、純益金の使用状況を適時に東京合唱団ホームページに公開する。

以上